

熊本県公報

第 1 1 3 8 6 号
平成 18 年 3 月 27 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県土地利用基本計画の変更……………(土地資源対策課) 1
- 農作物共済の基準の変更……………(農業団体金融課) 2
- 熊本県伝統工芸館の観覧料及び使用料収納事務委託……………(商工政策課) 2
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 2
- 道路の供用開始……………(") 3
- 熊本県いぐさ奨励品種の選定……………(農 産 課) 3
- 公平委員会の事務の委託に関する規約……………(市町村総室) 3
- 熊本県労働委員会委員を任命するため、労働者委員候補者及び使用者
委員候補者の推薦を求める……………(労働雇用課) 3

公 告

- 富合農業振興地域の区域の変更……………(農 政 課) 12
- 本渡農業振興地域の区域の変更……………(") 12
- 平成 18 年度熊本県献血推進計画の策定……………(薬 務 課) 13
- 土地改良区役員の退任……………(農村計画課) 14

登 載 依 頼

- 使用料収納事務の委託……………(教育委員会) 15
- " ……………(") 15
- 熊本県警察署協議会に関する規則等の一部を改正する規則……………(警察本部警務課) 15
- 平成 14 年 5 月 24 日熊本県公安委員会告示第 6 号(道路交通法第 94 条、
第 101 条、第 101 条の 2、第 101 条の 2 の 2、第 104 条の 4 及び第 107 条
の 7 に規定する申請又は届出の場所、期日及び受付時間)の一部改正(") 15

告 示

熊本県告示第 346 号

熊本県土地利用基本計画(昭和 50 年熊本県告示第 537 号)の一部を変更したので、国土
利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第 9 条第 14 項において準用する同条第 13 項の規定
に基づき、次のとおり公表する。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 熊本県土地利用基本計画図の変更地域別の概要

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
芦北都市地域	芦北町	17 ヘクタールの拡大	現行の都市地域と一体の都市と して総合的に開発・整備・保全 する必要があるため。
天草農業地域	天草市	3 ヘクタールの縮小	総合的な農業の振興を図る必要 がないため。
天草農業地域	天草市	3 ヘクタールの縮小	同上
富合農業地域	富合町	57 ヘクタールの縮小	同上
人吉森林地域	人吉市	2 ヘクタールの縮小	現況森林ではなくなり、森林と しての利用・保全を図る必要が ないため。
人吉森林地域	人吉市	18 ヘクタールの縮小	同上
菊池森林地域	菊池市	2 ヘクタールの縮小	同上
上天草森林地域	上天草市	2 ヘクタールの縮小	同上
上天草森林地域	上天草市	2 ヘクタールの縮小	同上

阿蘇森林地域	阿蘇市	3 ヘクタールの縮小	同上
天草森林地域	天草市	7 ヘクタールの縮小	同上
天草森林地域	天草市	9 ヘクタールの縮小	同上
天草森林地域	天草市	9 ヘクタールの縮小	同上
天草森林地域	天草市	7 ヘクタールの縮小	同上
天草森林地域	天草市	6 ヘクタールの縮小	同上
城南森林地域	城南町	18 ヘクタールの縮小	同上
美里森林地域	美里町	1 ヘクタールの縮小	同上
南小国森林地域	南小国町	1 ヘクタールの縮小	同上
甲佐森林地域	甲佐町	2 ヘクタールの縮小	同上
山都森林地域	山都町	5 ヘクタールの縮小	同上
苓北森林地域	苓北町	2 ヘクタールの縮小	同上

- 2 変更に係る熊本県土地利用基本計画図の閲覧場所
熊本県地域振興部土地資源対策課土地利用対策班（県庁本館 6 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県告示第 347 号

平成 12 年 9 月 6 日熊本県告示第 724 号（農作物共済の基準）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表水稻の項中「本渡市、牛深市」を「天草市」に改める。

熊本県告示第 348 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり観覧料及び使用料収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 委託の内容
熊本県伝統工芸館条例（昭和 57 年熊本県条例第 30 号）第 6 条に規定する観覧料及び同条例第 10 条に規定する使用料
- 委託の相手方
財団法人熊本県伝統工芸館 熊本市千葉城町 3 番 35 号
- 委託する日
平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- 契約締結日
平成 18 年 3 月 24 日

熊本県告示第 349 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	菊池鹿北線	山鹿市鹿北町多久字本手 1048 番 3 地先から 同市鹿北町多久字田中 1353 番 4 地先まで	前	4.6 ～ 19.8	350.0	単道改
		山鹿市鹿北町多久字本手 1048 番 2 地先から 同市鹿北町多久字田中	後	4.6 ～	100.0	

		1384 番 3 地先まで		19.8		
		山鹿市鹿北町多久字本手		11.8		
		1048 番 3 地先から	後	～	328.6	
		同市鹿北町多久字田中		29.0		
		1353 番 4 地先まで				

2 区域変更する期日 平成 18 年 3 月 27 日

熊本県告示第 350 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	荒尾南関線	荒尾市大字万田字中尾 361 番 3 地先から 同字 270 番 地先まで	292.0	緊 道 整

2 供用開始する期日 平成 18 年 3 月 28 日

熊本県告示第 351 号

熊本県いぐさ奨励品種を次のように定める。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

いぐさ奨励品種「夕風」

熊本県告示第 352 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定により、天草市の公平委員会の事務を次の規約により受託した。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

天草市と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
(公平委員会の事務の委託)

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、天草市（以下「甲」という。）は、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を熊本県（以下「乙」という。）に委託する。
(経費)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第 3 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

熊本県告示第 353 号

労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号。以下「法」という。）第 19 条の 12 第 3 項の規定に基づき、第 40 期熊本県労働委員会委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、次により労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 推薦する者の資格

(1) 労働者委員候補者の推薦資格

- 熊本県の区域内のみに組織を有し、法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る熊本県労働委員会の認定を得た労働組合
- (2) 使用者委員候補者の推薦資格
熊本県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的であり、又は業務の主要な部分である使用者団体
- 2 推薦される者の資格
委員の任命については法第 19 条の 4 の委員の欠格条項及び国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）等に規定する兼職制限規定又は兼職禁止規定の適用を受ける。
- 3 推薦期間
平成 18 年 4 月 11 日から平成 18 年 5 月 22 日まで
- 4 推薦に必要な書類
- (1) 労働者委員候補者の推薦
ア 推薦書（別記第 1 号様式）
イ 履歴書（別記第 2 号様式）
ウ 法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の証明書
なお、証明の申請については、次の書類を平成 18 年 4 月 25 日までに熊本県労働委員会に提出すること。
(ア) 労働組合資格審査申請書（別記第 3 号様式）
(イ) 労働組合同規約（選挙規程及び会計規程を含む。）
(ウ) 労働協約（覚書及び協定書を含む。）の写し
(エ) 役員名簿（別記第 4 号様式）
(オ) 会社（事業所）の組織表（係別従業員数を記入）
(カ) 調査表（別記第 5 号様式）
(キ) 会計報告書及び事務分掌規定等
- (2) 使用者委員候補者の推薦
ア 推薦書（別記第 6 号様式）
イ 履歴書（別記第 7 号様式）
- (3) 推薦書及び労働組合資格審査申請書等の請求先
4 の（1）及び（2）の推薦に必要な書類のうち、推薦書（別記第 1 号様式及び第 6 号様式）、及び履歴書（別記第 2 号様式及び 7 号様式）労働組合資格審査申請書（別記第 3 号様式）については、熊本県労働雇用課及び熊本県労働委員会に直接請求すること。
- 5 推薦の方法
労働者委員候補者の推薦については、推薦書（4 の（1）のア）及び履歴書（4 の（1）のイ）並びに熊本県労働委員会の証明書（4 の（1）のウ）を、使用者委員候補者の推薦については推薦書（4 の（2）のア）及び履歴書（4 の（2）のイ）を、熊本県労働雇用課に提出すること。

別記第 1 号様式

推 薦 書

平成 年 月 日

熊本県知事

様

所 在 地

労 働 組 合 名

代 表 者 氏 名

印

平成 年 月 日付け熊本県告示第 号で推薦を求めた第 4 0 期熊本県労働委員会の労働者委員の候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	所 属 す る 労 働 組 合 名

(注) 1 委員候補者ごとに履歴書を添付してください。

2 熊本県労働委員会の証明書（資格審査）を添付してください。

別記第 2 号様式

履 歴 書			
ふりがな 氏 名			昭和 年 月 日 (年 齢) ※H18. 7. 1現在 (歳)
現 住 所			郵便番号
			電話番号
労 働 組 合 に おける役職歴 (現在の地位 を含む。)	年	月	
職 歴 (現在の勤務 先及び職種 を含む。)			
賞 罰			
特記事項			

必要があれば、別紙を用いて記入してください。

欠 格 条 項 に つ い て の 調 書
労働組合法第 19 条の 4 (委員の欠格条項) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。
私は、上記の欠格事項に該当していません。 平成 年 月 日 氏 名 印

別記第 3 号様式

※処理番号 熊労委平成 年 (資) 第 号	※受付年月日 平成 年 月 日
平成 年 月 日	
熊本県労働委員会会長 様	
申請者 (名 称) (代表者氏名)	印
労働組合資格審査申請書 (住 所) (名 称)	
当労働組合は下記事由により、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合することの決定を求めたく証拠書類を添付して申請します。	
記	
1 申請の理由 熊本県労働委員会労働者委員候補者推薦のため	
2 証拠書類 (1) 組合規約(選挙規程及び会計規程を含む。)の写し (2) 労働協約(覚書及び協定書を含む。)の写し (3) 役員名簿(別記第 4 号様式) (4) 会社(事業所)の組織表(係別従業員数を記入のこと) (5) 調査表(別記第 5 号様式) (6) その他 会計報告書、事務分掌規定等を添付のこと。	

(注) 1 ※印欄は記入しないでください。

2 上記 2 の (1)、(3)、(4)、(5) は必ず提出してください。

別記第5号様式

調 査 表

組 合 の 名 称				
事 務 所 の 所 在 地				
組 合 設 立 年 月 日				
法 人 格 の 有 無				
直 近 の 最 上 部 団 体				
単 組 ・ 支 部 ・ 分 会				
組 合 の 付 帯 事 業				
専 従 役 員 の 数		役 員 名	職 員 名	
組 合 員 数		事 務 職 員	技 能 職 員	合 計
	男			
	女			
	合 計			
使 用 者 の 名 称				
代 表 者 の 氏 名				
事 務 所 の 所 在 地				
事 業 の 種 類				
関 係 事 業 所 の 名 称				
代 表 者 の 氏 名				
事 務 所 の 所 在 地				
そ の 他				
従 業 員 数		事 務 職 員	技 能 職 員	合 計
	男			
	女			
	合 計			

別記第 6 号様式

推 薦 書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地

使用者団体名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け熊本県告示第 号で推薦を求めた第 4 0 期熊本県労働委員会の使用者委員の候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	勤 務 先 (所 属)

(注) 1 委員候補者ごとに履歴書を添付してください。

別記第 7 号様式

履 歴 書				
ふりがな 氏 名			生年月日 (年 齢) ※H18. 7. 1現在	昭和 年 月 日 (歳)
現 住 所			郵便番号	
			電話番号	
役 職 歴 (現在の勤務 先(所属) 及び役職を 含む。)	年	月		
賞 罰				
特記事項				

必要があれば、別紙を用いて記入してください。

欠 格 条 項 に つ い て の 調 書
労働組合法第 1 9 条の 4 (委員の欠格条項) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなる までの者は、委員となることができない。
私は、上記の欠格事項に該当していません。 平成 年 月 日 氏 名 印

公 告

熊本県公告第 233 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により農業振興地域として昭和 56 年 9 月 8 日熊本県公告第 1000 号で指定した区域の一部を同法第 7 条第 1 項の規定に基づき次のとおり変更する。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 変更しようとする区域の範囲及び規模

当初指定年度	地域名	変 更 前		変 更 後	
		区域の範囲	地域の規模	区域の範囲	地域の規模
昭和 46 年度	富合地域	富合町大字榎津、南田尻、田尻、志々水、廻江、新、釈迦堂、大町、国町、菰江、莎崎及び碓江の全域、大字木原のうち字王星寺、新御堂、宝来口、明熊、栗崎、出山、機敷畑、姥ヶ懐、犀川池、宮の谷、塩井川、城谷、城山、午時水、水汲谷、小城、内村、長泉、弁天大峰及び五反平を除いた区域、大字平原のうち、神の山、山口、大谷、下園、角ノ山及び法田口を除いた区域、並びに大字杉島及び小岩瀬のうち熊本都市計画の市街化区域を除いた区域。	1,591 ヘクタール	富合町大字杉島、廻江、清藤、榎津、志々水、古閑、田尻及び南田尻の各一部。 (別図に定める範囲)	1,575 ヘクタール

(別図省略)

2 区域の変更を必要とする理由

農業振興地域を縮小しようとする区域は、計画的な市街地整備が確実な区域であり、今後農業の振興を図ることが適当であるとは認められないことから、さきに指定した農業振興地域の区域を変更するものである。

3 関係図面

熊本県農政部農政課及び富合町産業振興課にて縦覧に供する。

熊本県公告第 234 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により農業振興地域として昭和 52 年 6 月 23 日熊本県公告第 546 号で指定した区域の一部を同法第 7 条第 1 項の規定に基づき次のとおり変更する。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 変更しようとする区域の範囲及び規模

当初指定年度	地域名	変 更 前		変 更 後	
		区域の範囲	地域の規模	区域の範囲	地域の規模
昭和 45 年度	本渡地域	本渡市のうち本渡都市計画の用途地域を除いた区域並びに佐伊津町のうち字大塘及び通町を除いた区域、宮地岳町のうち	13,868 ヘクタール	天草市本渡町、佐伊津町、本町、亀場町、杵宇土町、楠浦町、志柿町、下浦町及び宮地岳町のうち別図に定める範囲	13,862 ヘクタール

	字赤仁田及び長葉山を除いた区域、楠浦町、下浦町のうち臨港地区、港湾隣接地域を除いた区域並びに本町、亀場町、櫛宇土町、志柿町、本渡町、佐伊津町、宮地岳町、楠浦町及び下浦町のうち森林法の保安林、保安施設地区又は同予定地区及び保安林整備計画で指定が計画されている区域を除いた区域	天草市本渡町、佐伊津町、本町、亀場町、櫛宇土町、楠浦町、志柿町、下浦町及び宮地岳町のうち別図に定める範囲	13,862 ヘクタール
--	---	---	---------------------

(別図省略)

2 区域の変更を必要とする理由

今回農業振興地域を縮小しようとする区域は、計画的な市街地整備が確実な区域であり、今後農業の振興を図ることが相当であるとは認められないことから、さきに指定した農業振興地域の区域を変更するものである。

3 関係図面

熊本県農政部農政課及び天草市経済部農業振興課にて縦覧に供する。

熊本県公告第 235 号

平成 18 年度熊本県献血推進計画を次のとおり定める。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 目的

この計画は、平成 15 年 7 月 30 日に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、本県における医療に必要な輸血用血液及び血漿分画製剤原料血漿を確保するため、平成 18 年度に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、特に、近年、医療機関からの需要が多く、安全性の高い 400 ミリリットル献血及び成分献血を県、市町村、熊本県赤十字血液センター、関係機関等が連携して一層推進することを目的として策定する。

2 計画の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

3 平成 18 年度献血目標

(1) 平成 18 年度熊本県で必要な輸血用血液製剤見込み数・原料血漿確保目標量

ア 輸血用血液製剤製造見込み数：268,143 単位※（昨年度：287,510 単位）

イ 原料血漿確保目標量：13,863 リットル（昨年度：13,416 リットル）

※単位：200 ミリリットル献血由来を 1 単位として換算

(2) 平成 18 年度に献血により確保すべき血液の目標量及び献血者数

		血液の目標量（リットル）	献血者数（人）
200mL 献血		800	4,000
400mL 献血		22,400	56,000
成分 献血	血漿成分献血	3,150	7,000
	血小板成分献血	4,800	12,000
総 数		31,150	79,000

4 献血血液目標量を確保するために必要な措置

(1) 献血推進のための普及啓発、広報活動等

夏季、冬季及び春季における血液不足傾向を解消するため、各種団体等の協力を得てキャンペーン等を展開する。特に、400 ミリリットル献血と成分献血の必要性についての理解を求め、より一層の推進を図る。

ア キャンペーン実施

- ・愛の血液助け合い運動 (7, 8 月)
- ・学生献血クリスマスキャンペーン (12 月)
- ・はたちの献血キャンペーン (1, 2 月)
- ・18 歳からの献血キャンペーン (3, 4 月)

イ 移動献血ギャラリーの開催 (県内 6 か所程度)

- ウ パンフレット・啓発グッズの作成配布
次の各団体、イベント、個人向けのパンフレット等を作成し、県民各層への啓発に努める。
・学生献血推進協議会 ・学園祭ギャラリー ・高校生
・複数回献血者 ・移動献血ギャラリー
- エ 広報活動
・映画館、大型ビジョン、テレビ、ラジオ等での広報
・ホームページ、市町村広報誌等での広報
- (2) 学校現場での若年層向け献血対策
将来にわたって安定的に血液製剤を供給していく体制を築くため、小・中・高等学校等において啓発グッズ、資料を活用した献血への理解と協力の呼びかけを行う。
- (3) 献血推進組織の育成
ア 市町村合併に伴う市町村献血推進協議会の組織再編
イ 市町村担当者及び献血推進リーダーの研修会開催
ウ 学生献血推進協議会の活動支援等
エ 献血協力団体等に対する知事表彰の実施
- 5 血液不足等緊急事態における献血の確保
輸血用血液製剤の在庫状況に応じた対応を定めた「血液不足等緊急事態における危機管理対応要項」に基づき、市町村、血液センター及び関係機関と連携を取りながら注意報の発令や緊急献血等の各種対策を実施する。
- 6 災害時における献血の確保
地震等の大規模な災害発生時に必要な血液を緊急かつ安定して供給するために、熊本県災害対策本部、市町村、血液センター及び関係機関と連携を密にしながら必要な措置を講じる。
(1) 九州ブロック血液センター間の相互供給による速やかな血液の供給
(2) 熊本県災害対策本部による血液搬送手段の確保と訓練
(3) 放送要請に関する協定に基づく献血協力依頼の放送実施、市町村の協力による臨時献血実施等による献血者確保（県と NHK で協定）
- 7 その他献血推進に関する事項
(1) 献血受付時の次回協力者確保
献血受付時に献血申込書の確認事項により「血液センターからの協力依頼を行うこと」についての承諾を取り、承諾者へダイレクトメール等により依頼するとともに、献血者への再来をお願いする知事のメッセージカードを交付する。
(2) 採血の実施
ア 熊本県赤十字血液センター内献血ルーム（日赤プラザ献血ルーム）
（住所）熊本市長嶺南二丁目 1 番 1 号 電話：096-384-2111（代表電話）
（受付時間）
・ 200, 400 ミリリットル献血：午前 8 時 30 分から午前 11 時 50 分まで
午後 1 時から午後 4 時 50 分まで
・ 成分献血：午前 8 時 30 分から午前 11 時まで
午後 1 時から午後 4 時まで
※土曜日は、昼休みなしで実施
（定休日）日曜日及び祝祭日（ただし、土曜日が祝祭日の場合は平常どおり）
イ 下通り献血ルーム
（住所）熊本市下通一丁目 8 番 29 号 電話：096-325-9218
（受付時間）
・ 200, 400 ミリリットル献血：午前 10 時から午後 0 時 50 分まで
午後 2 時から午後 5 時 50 分まで
・ 成分献血：午前 10 時から正午まで
午後 2 時から午後 5 時まで
※土曜日、日曜日及び祝祭日は、昼休みなしで実施
（定休日）金曜日（ただし、金曜日が祝祭日の場合は平常どおり）
- ウ 移動採血車（5 台）
年間計画により県内各地へ配車

熊本県公告第 236 号

水俣市水俣土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があった。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	江 口 隆 一	水俣市浦上町 4 番 35 号

登 載 依 頼

熊本県教育委員会告示第 12 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり使用料収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 委託の内容
熊本県都市公園条例第 9 条に規定する使用料
熊本県立総合体育館条例第 8 条に規定する使用料
- 2 委託の相手方
財団法人熊本県スポーツ振興事業団 熊本市平山町 2776 番地
- 3 委託する日
平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

熊本県教育委員会告示第 13 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり使用料収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 委託の内容
熊本武道館条例第 8 条に規定する使用料
- 2 委託の相手方
財団法人熊本県武道振興会 熊本市水前寺五丁目 23 番 2 号
- 3 委託する日
平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

熊本県公安委員会規則第 8 号

熊本県警察署協議会に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県警察署協議会に関する規則等の一部を改正する規則

（熊本県警察署協議会に関する規則の一部改正）

第 1 条 熊本県警察署協議会に関する規則（平成 13 年熊本県公安委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表中「本渡警察署協議会」を「天草警察署協議会」に改める。

（熊本県道路交通規則の一部改正）

第 2 条 熊本県道路交通規則（昭和 47 年熊本県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「本渡市」を「天草市」に改める。

（地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部改正）

第 3 条 地域交通安全活動推進委員に関する規程（平成 3 年熊本県公安委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「本渡警察署管轄区域」を「天草警察署管轄区域」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公安委員会告示第 9 号

平成 14 年 5 月 24 日熊本県公安委員会告示第 6 号（道路交通法第 94 条、第 101 条、第 101 条の 2、第 101 条の 2 の 2、第 104 条の 4 及び第 107 条の 7 に規定する申請又は届出の場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

平成 18 年 3 月 27 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

- 1 の（5）の表中「本渡」を「天草」に改める。

